

令和6年3月27日提出

閱 覧 用

令和6年2月市議会定例会

追 加 議 案

報告第2号
議案第32号及び議案第33号

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第2号	専決処分の報告について（スクールバスのエンジン認証不正に係る和解）	4
報告第3号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	5

議案番号	件 名	ページ
議案第32号	島田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	8
議案第33号	島田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	9

報 告

報告第2号

専決処分の報告について

スクールバスのエンジン認証不正に係る和解について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第1号

専 決 処 分 書

スクールバスのエンジン認証不正に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月2日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（日野自動車株式会社）から、解決金の額として、100,000円を受領する。・甲は、解決金の全額を受領した場合には、今後、何ら意義の申立て等をしない。
相手方 住 所	東京都日野市日野台3丁目1番地の1
相手方 氏 名	日野自動車株式会社
該当車両	日野リエッセⅡ 静岡 200 さ 1165（令和3年3月22日登録）
概 要	令和3年3月に購入したスクールバスのエンジン認証不正に係る燃費不正の解決金を受領するもの

報告第3号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第2号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月1日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（島田タクシー有限公司）に対し、損害賠償の額として、75,277円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	島田市横井二丁目11番22号
相手方 氏 名	島田タクシー有限公司
事故発生 年 月 日	令和5年10月30日
事故発生 場 所	島田市中溝町1629番地の12地先
事 故 の 概 要	公用車が交差点を右折しようとしたところ、右側から進行してきた相手方車両の左前方部に接触し、損傷させたもの

条 例 そ の 他

議案第32号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求め
る。

令和6年3月27日提出

島田市長 染 谷 絹 代

氏 名	住 所	生 年 月 日
中村 祐二	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

議案第33号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

令和6年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

氏名	住所	生年月日
佐藤 麻妃	●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●